

特定非営利活動法人乳房健康研究会役員報酬規程

第1条（目的及び意義）

この規程は、特定非営利活動法人乳房健康研究会（以下、「本会」という。）の定款第19条の規定により役員の報酬および費用弁償等の支給について必要な事項を定めるものとする。

第2条（定義等）

この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）役員とは、理事及び監事をいう。
- （2）常勤役員とは、社員総会で選任された役員のうち、本会を主たる勤務場所とする者をいう。
- （3）非常勤役員とは、役員のうち常勤役員以外の者をいう。
- （4）報酬等とは、役員がその他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称のいかんを問わない。

なお、報酬等は、本会の役員としての職務遂行の対価に限られ、本会の使用人として受け取る財産上の利益を含まない。

第3条（報酬の支給）

- 1 本会は、常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。
- 2 常勤役員の報酬は月額とする。

第4条（報酬等の額の決定）

- 1 本会の常勤役員の報酬総額を総会で決定する。
- 2 常勤役員の報酬額は、前項により決定された「報酬総額」の限度内で理事長が決定する。

第5条（報酬の支給日）

報酬は、月額をもって支給するものとし、毎月一定の定まった日に支払う。

第6条（報酬等の支給方法）

報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金等を加減した上で、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込む。

第7条（改廃）

この規程の改廃は、総会の決議を経て行うものとする。

附則

この規程は、平成25年07月01日から適用する。

（平成25年 3月31日総会決議）

特定非営利活動法人乳房健康研究会従業員給与規定

第一条(総則)

この規定は、特定非営利活動促進法にもとづく役員報酬に関する制限とは別に、「役員が実際に法人の業務を職員として行った場合の給与等」について定めた規定である。理事会において当該事業にかかる業務と費用について、当事者をのぞいて審議承認した雇用契約について適用する。また、監事についてはこの規定の適用外とする。

第二条(雇用契約)

給与の支払いは、契約時に取り交わす雇用条件を示した雇用契約にもとづいて支払う。

第三条(就業・業務の形態)

業務を遂行するのに必要な形態に沿って、月額契約、日額契約、時給契約、その他関連諸法の定めによってお互いが協議して定めた就業形態によって給与を算出する。

第四条(諸手当)

業務の種類によっては、基本給の他に、必要な手当を定めてこれを支払うことができる。

第五条(法定福利および源泉徴収)

法定福利および源泉徴収については、関連法規および施行令規則等に定める規定によってこれを行う。

第六条(給与計算期間と支払い日)

給与は、原則として当月の就業分について集計し、翌月末日までにこれを支払う。

第七条(給与の支払方法)

給与は、原則として職員が指定した本人名義の預貯金口座へ振り込むことによって支払う。但し、職員が希望した場合は通貨によって直接本人に支払うことができる。

第八条(実費の弁済・仮払い精算)

法人の業務を遂行するために必要な実費を仮払いした場合には、相応の実費を証明する明細または帳票と引き替えに、すみやかにこれを支払う。

第九条(実費の弁済・前払い精算)

また、必要な場合には、事前に必要とみなされる部分について先渡し仮払いを行い、後日精算することも可能とする。

第十条(その他)

当規定に定めのない事項については、関連法規および施行令規則等に定める規定にそって双方が誠意を持って協議して雇用契約を定めることとし、理事会の承認を得て発効する。

付則

本規則は、平成 25 年 7 月 1 日より施行する。

特定非営利活動促進法第 54 条第 2 項第 3 号に定める事項を記載した書類

法人名	特定非営利活動法人 乳房健康研究会	事業年度	06 年 1 月 1 日～06 年 12 月 31 日
-----	-------------------	------	-----------------------------

1 資金に関する事項 [①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項]

(1) 収益の源泉別の明細

収 益 源 泉 の 内 訳	金 額
会費収入	160,000 円
乳がん早期発見に関する資料の収集及び調査研究事業収入	0 円
乳がん早期発見に関する知識の普及及び啓発事業収入	26,092,377 円
国内外の関係機関・団体との乳がん啓発に関する交流・連携及び協力事業収入	412,500 円
乳がん啓発に必要な出版物や物品の製作及び販売事業収入	4,324,577 円
乳がん早期発見に関する世論喚起事業収入	3,841,000 円
寄附金収入	15,279,961 円
受取利息収入	2,029 円
雑収入	3,278 円
	円
	円
	円
	円
	円
合 計	50,115,722 円

(2) 借入金の明細

借 入 先	金 額
なし	円
	円
	円
	円
	円
合 計	円

(3) その他

2 取引の内容に関する事項 [②次に掲げる取引先、取引金額その他その内容に関する事項 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引 ロ 役員等との取引]

(1) 収益の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
		8,400,910 円	寄附、協賛、参加料
		3,699,190 円	協賛、受講料、テキスト代、動画制作費、参加料
		2,218,000 円	協賛、参加料
		1,537,650 円	寄附、参加料
		1,280,000 円	寄附、監修料

(2) 費用の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
		7,457,275 円	ウォーク開催費用
		6,083,487 円	資料資材ポスター等制作、認定試験事務局運営費等
		4,897,890 円	認定試験運営管理費
		3,388,000 円	HP 運営保守、イベントサポート等
		1,408,000 円	認定アドバイザーサイト運用費他

(3) 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の親族等との取引

イ 資産の譲渡（棚卸資産を含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	譲渡資産の内容	譲渡年月日	譲渡価格	その他の取引条件等
なし				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

ロ 資産の貸付け（金銭の貸付けを含む。）

取引先の氏名等	法人との 関 係	貸付資産の内容	貸 付 年 月 日	対 価 の 額	その他の取引条件等
なし				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

ハ 役務の提供（施設の利用等を含む。）

取引先の氏名等	法人との 関 係	役務の提供の内容	役務の提 供年月日	対 価 の 額	その他の取引条件等
		研修動画出演	R6.08.21	167,056 円	依頼業務の内容と業務 量等に応じて、内規に 従って報酬金額を決定
		講演謝礼	R6.09.02	11,137 円	
		原稿謝礼	R6.02.05	30,000 円	
		原稿校正	R6.07.12	33,411 円	
		原稿校正	R6.09.02	11,137 円	
		講演謝礼	R6.10.16	38,979 円	
		講演謝礼	R6.10.17	38,979 円	
		講演謝礼	R6.10.22	38,979 円	

3 寄附者に関する事項〔③寄附者（役員、役員の親族等で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日〕

氏 名	寄 附 金 額	受 領 年 月 日
なし	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .
	円	. .

4 役員等に対する報酬又は給与の状況 [④イ 役員等に対する報酬又は給与の支給（ロを除く）、ロ 給与を得た職員の総数及び総額]

役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者^(注1)（以下「役員等」という）に対する報酬又は給与の支給について記載してください。

(注1)「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者」とは次の者が該当します。

- ① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族
- ② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

イ 役員等に対する報酬又は給与の支給（ロを除く）

氏 名	職 名	法人との関係 (注2)	報酬・給与の 区 分	支 給 期 間 等	支 給 金 額
			報酬	R6.1.1-12.31	1,800,000 円
			給与	R6.1.1-12.31	4,420,000 円

(注2) 注1の①～④の内容を具体的に記述します。

ロ 給与を得た職員の総数及び総額

集 計 期 間	06 年 1 月 1 日 ～ 06 年 12 月 31 日	
給 与 を 得 た 職 員 の 総 数		左 記 の 職 員 に 対 す る 給 与 総 額
2 名		3,061,125 円

5 支出した寄附金に関する事項〔⑤支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日〕

支出先の名称等	住 所 等	支 出 金 額	支 出 年 月 日	寄 附 の 目 的 等
		500,000 円	R6.5.24	超音波技術講習会 支援寄附
		10,000 円	R6.8.23	アニュアルミーティング 活動助成金
		10,000 円	R6.8.23	アニュアルミーティング 活動助成金
		10,000 円	R6.8.23	アニュアルミーティング 活動助成金
		10,000 円	R6.8.23	アニュアルミーティング 活動助成金
		10,000 円	R6.8.23	アニュアルミーティング 活動助成金
		10,000 円	R6.8.23	アニュアルミーティング 活動助成金
		10,000 円	R6.8.23	アニュアルミーティング 活動助成金
		10,000 円	R6.8.23	アニュアルミーティング 活動助成金
		10,000 円	R6.8.23	アニュアルミーティング 活動助成金
		10,000 円	R6.8.23	アニュアルミーティング 活動助成金
		10,000 円	R6.8.23	アニュアルミーティング 活動助成金
		50,000 円	R6.8.23	アニュアルミーティング 活動助成金
		10,000 円	R6.8.23	アニュアルミーティング 活動助成金
		10,000 円	R6.8.23	アニュアルミーティング 活動助成金
		10,000 円	R6.8.23	アニュアルミーティング 活動助成金
	合 計	680,000 円		

实施日]

[illegible]

認定基準等チェック表 (第3表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人 乳房健康研究会	チェック欄
3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること イ 役員の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること (1) 役員及びその親族等 (2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等 ロ 各社員の表決権が平等であること ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと		○

イ

項 目		役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割 合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割 合 (④÷①)
区 分		①	②	③	④	⑤
①	6年1月1日～6年12月31日	21人	0人	0%	6人	28.57%
②	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%
③	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%
④	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%
⑤	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%
申 請 時		人	人	%	人	%

⑥ 各欄の人数等は、第3表付表1「役員の状況」から転記してください。

ロ

各社員の表決権が平等である	①	②	③	④	⑤	申 請 時
上記を証する書類の名称とその内容等	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

第3表（次葉）

ハ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申 請 時
会計について公認会計士又は監査法人の 監査を受けている	はい ・ ☒ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書 類の保存を青色申告法人に準じて行ってい る	☒ はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ

㉖ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

二

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申 請 時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽 の記載がある等の不適正な経理の有無	有・ ☒ 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

役 員 の 状 況

第3表付表1

法人名	特定非営利活動法人 乳房健康研究会	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申 請 時
役 員 数		21 人	人	人	人	人	人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数		0 人	人	人	人	人	人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」のグループの人数		6 人	人	人	人	人	人

役 員 の 内 訳										
氏 名	住 所	職 名	続柄等	就 任 等 の 状 況						
				㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時	就任・退任 年月日
福田 護		理事		○						H15. 2. 18 就任 R06. 12. 02 退任
島田 菜穂子		理事		○						H15. 2. 18 就任
大澤 慶子		理事		○						H15. 2. 18 就任 R06. 3. 31 退任
高橋 富美子		理事		○						H15. 2. 18 就任
大多和 まや		理事		○						H15. 2. 18 就任
阿部 恭子		理事		○						H25. 3. 31 就任
遠藤 登喜子		理事		○						H25. 3. 31 就任 R06. 3. 31 退任
小泉 美都枝		理事		○						H25. 3. 31 就任

神蔵 奈々		理事		○						R06. 4. 1 就任
千島 隆司		理事		○						R06. 4. 1 就任
伏見 淳		理事		○						R06. 4. 1 就任
藤原 緑		理事		○						R06. 4. 1 就任
山下 奈真		理事		○						R06. 4. 1 就任
森本 滋久		理事		○						R06. 12. 2 就任
中原 敬和		監事		○						H28. 12. 1 就任

帳簿組織の状況

第3表付表2

法人名	特定非営利活動法人 乳房健康研究会		
伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
振替伝票	装丁	都度	10年
総勘定元帳	装丁帳簿	期末	10年
領収書綴	装丁	都度	10年
寄附者名簿	データ保存	都度	10年
給与台帳	データ保存	都度	10年

認定基準等チェック表 (第4表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人 乳房健康研究会	チェック欄
4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること		○

イ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・ ☒ 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・ ☒ 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・ ☒ 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

ロ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・ ☒ 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時ににおける価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・ ☒ 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・ ☒ 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・ ☒ 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

認定基準等チェック表 (第5表)

法人名	特定非営利活動法人 乳房健康研究会		チェック欄				
5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等 ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類 ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 ニ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類 ヘ 助成の実績を記載した書類			☐				
次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。			<table border="1"> <tr> <th colspan="2">同 意</th> </tr> <tr> <td>☒ する</td> <td>☐ しない</td> </tr> </table>	同 意		☒ する	☐ しない
同 意							
☒ する	☐ しない						
イ	① 事業報告書等(事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面) ② 役員名簿 ③ 定款等(定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し)						
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類						
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類						
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程						
ホ	次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ③ 寄附者(役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。)の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ④ 役員等に対する報酬又は給与の状況 - a 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(bに係る部分を除く。) - b 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑤ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑥ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日						
ヘ	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し						

認定基準等チェック表 (第6、7、8表)

法人名	特定非営利活動法人 乳房健康研究会
-----	-------------------

認定基準等チェック表 (第6表)

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等及び役員名簿並びに定款等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること	チェック欄										
特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等及び役員名簿並びに定款等の所轄庁への提出の有無											
<table border="1"> <tr> <th>①</th><th>②</th><th>③</th><th>④</th><th>⑤</th></tr> <tr> <td>有・無</td><td>有・無</td><td>有・無</td><td>有・無</td><td>有・無</td></tr> </table>	①	②	③	④	⑤	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	
①	②	③	④	⑤							
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無							

認定基準等チェック表 (第7表)

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと	チェック欄												
	○												
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無													
<table border="1"> <tr> <th>①</th><th>②</th><th>③</th><th>④</th><th>⑤</th><th>申請時</th></tr> <tr> <td>有・無</td><td>有・無</td><td>有・無</td><td>有・無</td><td>有・無</td><td>有・無</td></tr> </table>	①	②	③	④	⑤	申請時	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	
①	②	③	④	⑤	申請時								
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無								
⑧ 認定基準等チェック表(第7表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。													

認定基準等チェック表 (第8表)

8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること	チェック欄				
<table border="1"> <tr> <td>事業年度</td><td>月 日～ 月 日</td><td>設立年月日</td><td>平成 年 月 日</td></tr> </table>		事業年度	月 日～ 月 日	設立年月日	平成 年 月 日
事業年度	月 日～ 月 日	設立年月日	平成 年 月 日		

(注意事項)

- ・法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)は、記載する必要はありません。
- ・認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)の記載の必要はありません。また、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人 乳房健康研究会		チェック欄
認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。 1 役員のうち、次のいずれかに該当する者がある場合 イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法 204 条等 ^(注1) 若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 二 暴力団の構成員等 ^(注2) 2 認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人 3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人（認定、特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります）。 5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人 6 次のいずれかに該当する法人 イ 暴力団 ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人			○

1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有・ ☐ 無
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ ☐ 無
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法 204 条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ ☐ 無
二	暴力団の構成員等の有無	有・ ☐ 無

2	認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい・ ☐ いいえ
---	-----------------------------------	----------------------------------

3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい・いいえ
4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい・いいえ
添付書類	認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること(役員報酬規程等提出書には添付不要)	はい・いいえ
5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい・いいえ
6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい・いいえ
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・いいえ